

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告示

○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出(二件)

(地域産業課)

三二五

○土地改良区の役員の変更の届出

(土地改良指導課)

三八

○土地改良事業の施行の認可(二件)

(土地改良指導課)

三八

○土地改良事業の計画変更の認可申請の適否の決定

(土地改良指導課)

三八

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課)

三八

○肥料の登録の有効期間の更新

(流通対策課)

三八

○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定

(水産経営課)

三九

○生産事業者の登録の失効

(森林整備課)

三九

○知事権限に係る保安林の指定の解除

(治山課)

三九

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定の一部改正

(治山課)

三九

○公共測量の実施の通知

(建設部総務課)

三九

○道路の区域の変更

(道路整備課)

四〇

○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)

(道路整備課)

四〇

○都市計画の変更の決定

(都市計画課)

四一

○都市計画法第六十六条の規定による都市計画事業の施行(二件)

(都市計画課)

四一

○宅地建物取引業務の停止処分

(都市環境課)

四二

○宅地建物取引業法による職員の実施の取消し

(建築指導課)

四二

公表

○争議行為の通知(二件)

(労政福祉課)

四二

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件)

(建設指導課)

四四

○建築基準法による道路の位置の指定

(建設指導課)

四四

道庁管理委員会告示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正

(選挙管理委員会)

四四

○不在者投票を行うことができる病院等の一部改正

(選挙管理委員会)

四六

道庁委員会公表

○監査公表第十四号
道公安委員会告示
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示

四六
四七

告示

示

北海道告示第1847号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年3月6日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着することができるとの届出があった。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和工商リーヌ株式会社 代表取締役社長 平山 修
大阪府中央区本町橋5番20号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイワタウン石狩
石狩市樽川9条1丁目1番2号、2番2号、3番、4番、5番1号、6番

(3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

小売業者名	代表者の職・氏名	住所
(株)ソルル	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
(株)キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町4丁目1番16号
(株)メルタカ	代表取締役 武藤 孝治	幕別町札内中央町332-5
(株)ほっかほっか亭	代表取締役 堀井 賢一	東京都千代田区神田神保町2丁目2番地

第1312号

報 告 書 北 東

(有)ケイズ	代表取締役 時本 健一	札幌市南区澄川3条3丁目2番10号
(株)フアーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市大字佐山717番地1

(変更後)

小売業者名	代表者職・氏名	住 所
(株)ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
(株)キタムラ	代表取締役 北村 正志	高知県高知市本町4丁目1番16号
(株)マルタカ	代表取締役 武藤 孝治	幕別町札内中央町332-5
(株)ほっかほっか亭	代表取締役 塩井 賢一	東京都千代田区神田神保町2丁目2番地
(有)ケイズ	代表取締役 時本 健一	札幌市南区澄川3条3丁目2番10号
(株)フアーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市大字佐山717番地1
(株)大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条町吉行字向1-60

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,628㎡
(変更後) 3,541㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 185台
(変更後) 196台

(イ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 43㎡
(変更後) 49㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 46㎡
(変更後) 52㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) 既に小売業を行っている者

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	閉店時刻	
	(変更前)	(変更後)		(変更前)
(株)ツルハ	午前10時	同左	午後9時	同左
(株)キタムラ	午前10時	同左	午後8時	同左
(株)マルタカ	午前10時	同左	午後8時	同左
(株)ほっかほっか亭	午前10時	午前7時	午後9時	午後11時
(有)ケイズ	午前10時	同左	午後8時	午後9時
(株)フアーストリテイリング	午前10時	同左	午後8時	同左

(イ) 新たに小売業を行う者

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)大創産業	午前10時	午後8時

(4) 変更する年月日

上記(3)エ(ア)の変更に係るものについては、平成13年10月30日
上記(3)エ(ウ)の変更に係るもの以外については、平成14年6月30日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数
50台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時00分から午前4時30分まで

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口6か所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成13年10月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課
北海道石狩支庁商工労働観光課

- (2) 縦覧期間
平成13年11月6日（火）から平成14年3月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1848号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年3月6日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サトービル 代表取締役 佐藤 三夫
釧路市住之江町2番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
新橋六丁目ビル
北海道釧路市新橋六丁目2番地ほか
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後8時（年間150日を限度として午後9時）
(変更後) 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時から午後8時15分（年間150日を限度として午後9時15分）まで
(変更後) 午前9時から午後9時15分まで
- (4) 変更する年月日

平成13年11月7日

- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者 名	代表者の職・氏名	住 所
株式会社 イトーヨーカ堂	代表取締役 鈴木 敏夫	東京都港区芝公園4-1-4
株式会社 大創産業	代表取締役 矢野 博文	東広島市西条町吉行字向1-60
北川種苗 株式会社	代表取締役 北川 健二	釧路市若松町4
株式会社 小町園	代表取締役 小町 征人	釧路市黒金町13-25
株式会社 六峰社	代表取締役 清水 敏和	釧路市共栄大通1-1-5
株式会社 ハタノ光栄堂薬局	代表取締役 羽田野榮久	釧路市浦見4-2-8
タケダ楽器 株式会社	代表取締役 武田 光司	北見市北2条西1-12-2
株式会社 富士メカネ	代表取締役 金井 昭雄	札幌市中央区南2条西4-7
株式会社 金安時計店	代表取締役 金安 尚子	釧路市北大通4-1

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,664㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の収容台数
696台
(イ) 駐車場の収容台数
90台
(ウ) 荷さばき施設の面積
168㎡

第1312号

(五) 廃棄物等の保管施設の容量
174m³

工 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前10時（年間47日を限度として午前9時）
- (イ) 駐車場の自動車の出入口の数
平面駐車場 3か所（入口3か所、出口2か所）
駐車場棟 4か所（入口2か所、出口2か所）
- (ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後5時まで

2 届出年月日
平成13年10月22日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道釧路支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成13年11月6日（火）から平成14年3月6日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員の新任の届出があった。
平成13年11月6日

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住居	北海道知事	堀達也	所
平成13.10.23	理事	渡良伸		岩内郡共和町国富2178番地		

北海道告示第1850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成13年10月18日、留萌土地改良区が新たに行う土地改良（桜庭沢地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行を認可した。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1851号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成13年10月29日、北石狩農業協同組合の行う土地改良（桜佐内地区災害復旧（農業用施設））事業の施行を認可した。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、七飯町農業協同組合の行う土地改良（桜町地区基盤整備促進【基盤整備】（暗きよ））事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。
その関係書類は、北海道渡島支庁に備え置いて、平成13年11月7日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1853号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年11月7日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	北海道知事	堀 達也	縦覧場所
自 協	土地改良総合整備【担い手育成型】（農業用排水、暗きよ、農道、区画整理）			北海道知支庁
活込高台	農免農道整備			北海道十勝支庁
上 陸 別	畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、暗きよ、区画整理）			同

北海道告示第1854号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量(%) その他規格
 北海道 混合有機質肥料 8.0混合水産肥料 窒素全量 8.0 含有を許される有害物質の
 第2730号 りん酸全量 5.0 最大量は公定規格のとおり

生産者名 株 式 会 社 カ タ ク ラ フ ー ズ 種 内 市 は ま な す 4 丁 目 5 7 8 番 地 2 登 録 有 効 期 限
 平成16.11.12

北海道告示第1855号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、長万部及び
 概法華加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1856号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は、
 その効力を失った。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
北海道 5001	社団法人 北海道造林振興協会 札幌市中央区北4条 西5丁目1	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤城苗事業所 亀田郡七飯町字藤城 大岸苗事業所 虻田郡豊浦町字大岸 名寄苗事業所 名寄市旭東区 留萌苗事業所 留萌市大和田町12線 止若苗事業所 中川郡幕別町字明野

北海道告示第1857号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指
 定を解除する。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除に係る保安林の所 上磯郡知内町字元町42の84（次の図に示す部分に限る。）
 在場所
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 公営住宅用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び知内町役場に
 備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除に係る保安林の所 山越郡八雲町熱田29の7、33の7、34の6、34の8、浜松
 在場所 206の3
- (2) 保安林として指定され 風害の防備
 た目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第1858号

農林水産大臣から、保安林の指定の解除に関する予定通知を変更する旨の通知があったの
 で、平成7年北海道告示第427号（保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正す
 る。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

1の項中「次の図」を「次の変更図」に改める。
 （「次の変更図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び札幌市役所に備え
 置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1859号

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188
 号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

第1312号

平成13年11月6日	北海道知事 堀 達 也
1 作業種類	公共測量（3級基準点）
2 作業期間	平成13年10月29日から11月16日まで
3 作業地域	浜頓別町、猿払村

北海道告示第1860号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月6日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
---------	----	-------------

2 路線名	雨竜旭川線	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
3 道路の区域	区 間	後	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	上川郡鷹栖町718番9地先から上川郡鷹栖町223番1地先まで	前	14.54mから19.38mまで	1,054.75m	—
		後	18.20mから25.88mまで	1,054.75m	—

北海道告示第1861号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	供用開始の期日
2 路線名	小樽環状線	前	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	供用開始の期日
3 道路の区域	区 間	後	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	供用開始の期日
	小樽市朝里川温泉1丁目7番1地先から小樽市望洋台3丁目14番3地先まで	前	18.00mから69.00mまで	550.60m	—	平成13.11.9
		後	18.00mから69.00mまで	550.60m	—	
	小樽市真栄2丁目85番11地先（一般国道393号交点）から小樽市望洋台3丁目14番3地先まで	前	18.00mから53.60mまで	2,334.22m	一般国道393号における20.00mの間	
		後	18.00mから53.60mまで	2,334.22m	一般国道393号における20.00mの間	
	小樽市真栄2丁目85番48地先（一般国道393号交点）から小樽市望洋台3丁目14番3地先まで	後	18.00mから84.00mまで	2,334.22m	一般国道393号における9.00mの間	

北海道告示第1862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道
---------	----

2 路線名	留辺蘂浜佐呂間線	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
3 道路の区域	区 間	前	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	常呂郡佐呂間町字西富107番1地先から常呂郡佐呂間町字宮前町109番9地先まで	前	21.82mから22.82mまで	443.00m	—

で 後 21.82m から 442.00m
29.50m まで

北海道告示第1863号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達 也

1 函館圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

大野町字開発及び字清水川の各一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 釧路圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

釧路市千代ノ浦の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 釧路圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 釧路公共下水道

イ 位置

(ア) 排水区域

2 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約5,876ha (うち処理区域 約5,560ha)
(内訳) 釧路市分 約5,262ha (うち処理区域 約4,946ha)
釧路町分 約 614ha (うち処理区域 約 614ha)

b 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約5,885ha (うち処理区域 約5,569ha)
(内訳) 釧路市分 約5,271ha (うち処理区域 約4,955ha)
釧路町分 約 614ha (うち処理区域 約 614ha)
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 帯広圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域に係る事項

- (1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

芽室町東芽室の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5 帯広圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
(1)	幹線街路	3・1・1号 東 大 通	帯広市東4条 南3丁目	帯広市東4条 南15丁目
		3・3・8号 弥 生 通	帯広市東13条 南7丁目	帯広市大通南 28丁目
(2)	幹線街路	3・4・43号 西 帯 広 通	帯広市西23条 北1丁目	帯広市西23条 南1丁目
		3・4・52号 工業団地通	帯広市西18条 北1丁目	帯広市西22条 北1丁目
(3)	幹線街路	3・1・301号 西 工業 通	芽室町西9条 9丁目	芽室町西9条 5丁目
		3・4・303号 本 通	芽室町本通1 丁目	芽室町本通8 丁目

第1312号

幹線街路	3・4・304号	上美生通	芽室町東4条9丁目	芽室町西2条南9丁目	芽室町東4条1丁目
幹線街路	3・4・305号	6丁目通	芽室町西8条6丁目	芽室町東9条6丁目	芽室町本通6丁目
幹線街路	3・4・306号	新生通	芽室町東3条南2丁目	芽室町東3条南5丁目	芽室町東3条南3丁目
幹線街路	3・4・307号	南3線通	芽室町西3条南3丁目	芽室町東3条南3丁目	芽室町本通南3丁目
幹線街路	3・4・308号	西25号通	芽室町西3条1丁目	芽室町西3条南9丁目	芽室町西3条南4丁目
幹線街路	3・2・309号	2丁目通	芽室町西8条2丁目	芽室町東芽室6丁目	芽室町東7条2丁目
幹線街路	3・4・312号	西22号通	芽室町芽室	芽室町東10条6丁目	芽室町東10条7丁目
幹線街路	3・4・313号	西16号通	芽室町東芽室	芽室町東芽室	芽室町東芽室
幹線街路	3・4・314号	西19号通	芽室町東芽室	芽室町東芽室	芽室町東芽室
幹線街路	3・4・315号	南が丘通	芽室町本通南5丁目	芽室町西3条南5丁目	芽室町本通南6丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第1864号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称
室蘭圏都市計画道路事業(3・3・303号登別温泉通及び3・5・322号登別温泉中央通)
北海道
- 2 施行者の名称
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称
室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所
- 4 事業地の所在
収用の部分
登別市登別温泉町地内

北海道告示第1865号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により、

次のとおり告示する。
その関係書類は、北海道帯広土木現業所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 都市計画事業の種類及び名称
帯広圏都市計画道路事業(3・4・303号本通、3・2・302号基線通及び3・4・305号6丁目通)
北海道
- 2 施行者の名称
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称
帯広市東3条南3丁目1番地 北海道帯広土木現業所
- 4 事業地の所在
収用の部分
北海道河西郡芽室町本通5丁目、6丁目、7丁目、8丁目及び9丁目地内

北海道告示第1866号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 住 所
札幌市中央区南2条西2丁目7番地
- 2 商号又は名称
丸友サービエ株式会社
- 3 代表者氏名
代表取締役 加藤 康雄
- 4 免許証番号
北海道知事石狩9第1502号
- 5 業務停止の期間
平成13年11月5日から12月4日までの1か月間
- 6 業務停止の範囲
宅地建物取引業の全業務

北海道告示第1867号

平成13年北海道告示第1781号(宅地建物取引業法による聴聞の実施)で告示した2の事項を取り消す。
平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

公 報

北海道医療労働組合連合会 執行委員長 名知 隆之から、平成13年10月26日、次のとおり

争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

- 1 事 件 (1) 年末一時金等の要求に関する係争
 (2) 増員及び夜勤協定の締結に関する係争
 (3) 完全週休2日制の実施等に関する係争
 (4) その他の要求に関する係争

2 日 時 平成13年11月7日午前8時30分以降本問題解決に至るまでの期間

3 場 所 次の事業所において、北海道医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

静和記念病院、根室隣保院附属病院、森の里病院、老健くしろ、北海道勤労者医療協会（以下「道勤医協」という。）本部事務局、道勤医協中央病院、道勤医協伏古10条クリニック、道勤医協札幌ひがし訪問看護ステーション、道勤医協札幌病院、道勤医協菊水こども診療所、道勤医協きくすい訪問看護ステーション、札幌病院在宅介護支援センター、道勤医協丘珠病院、道勤医協北区病院、道勤医協北区訪問看護ステーションふれあい、道勤医協西区病院、道勤医協札幌にし訪問看護ステーション、道勤医協苫小牧病院、道勤医協札幌幌診療所、道勤医協とまこまい訪問看護ステーション、道勤医協月寒医院、勤医協つきさむ訪問看護ステーション、道勤医協平和通りクリニック、道勤医協老人保健施設柏ヶ丘、道勤医協柏ヶ丘訪問看護ステーション、道勤医協もみじ台内科診療所、道勤医協札幌みなみ診療所、道勤医協札幌老人内科診療所、道勤医協札幌みなみ診療所、道勤医協札幌ふしこ歯科診療所、道勤医協札幌にしく歯科診療所、道勤医協当別小川通診療所、勤医協訪問看護ステーションとらべつ、道勤医協小樽診療所、勤医協おたる訪問看護ステーション、道勤医協余市診療所、道勤医協よいち訪問看護ステーション、道勤医協果松内科診療所、勤医協くるまつない訪問看護ステーション、道勤医協室蘭診療所、道勤医協厚賀診療所、道勤医協浦河診療所、道勤医協神威診療所、勤医協うたしない訪問看護ステーション、道勤医協芦別平和診療所、道勤医協上砂川診療所、道勤医協札幌看護専門学校、道勤医協札幌にし訪問看護ステーション、勤医協ヘルパーセンター、中央病院附属ばら保育園、オホーツク勤労者医療協会、オホーツク勤医協北見病院、訪問看護ステーションたんぼぼ、道北勤労者医療協会（以下「道北勤医協」という。）本部、道北勤医協一条通病院、道北勤医協旭川医院、道北勤

医協旭川北医院、道北勤医協宗谷医院、道北勤医協老人保健施設かたくりの郷、道北勤医協在宅介護支援センターかべら、道北勤医協訪問看護ステーション神楽ほほえみポート、道北勤医協一条クリニック、道北勤医協訪問看護ステーション東光ぬくもりポート、道北勤医協訪問看護ステーション宗谷さわやかポート、道北勤医協訪問介護ステーションひるがり、道北勤医協一条通病院附属たんぼぼ保育園、道南勤労者医療協会（以下「道南勤医協」という。）本部事務局、道南勤医協函館北病院、道南勤医協訪問看護ステーション千代ヶ台、道南勤医協江差診療所、道南勤医協訪問看護ステーションアサヒ、道南勤医協江差診療所、道南勤医協八雲ユースクリニック、道南勤医協老人介護支援センター、道南勤医協ヘルパーセンター、道南勤医協ヘルパーセンター、道南勤医協いっこ、道南勤医協どろんこ保育所、道東勤労者医療協会（以下「道東勤医協」という。）本部事務局、道東勤医協釧路立病院、道東勤医協くしろ医院、道東勤医協桜ヶ岡医院、道東勤医協訪問看護ステーションひまわりポート、道東勤医協ケアコートひまわり、道東勤医協老人介護支援センターひまわり、道東勤医協ねむる医院、道東勤医協訪問看護ステーションエトピリカ、道東勤医協あゆみ保育園、十勝勤労者医療協会（以下「十勝勤医協」という。）本部事務局、十勝勤医協帯広病院、十勝勤医協柳町医院、十勝勤医協老人保健施設ケアセンター白樺、十勝勤医協訪問看護ステーションほととらいん、十勝勤医協帯広歯科医院、十勝勤医協訪問看護ステーションひだまり、十勝勤医協訪問看護ステーションほととらいん、柳町、十勝勤医協訪問看護ステーション白樺、十勝勤医協ヘルパーセンター白樺、株式会社北海道保健企画、伏古ひまわり薬局、ライフサポートひまわり、菊水ひまわり薬局、西区ひまわり薬局、苫小牧ひまわり薬局、北区ひまわり薬局、函館保健企画、しらかば薬局、北健友社、ハート薬局、シヨークン、あじさい薬局

4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 西村 節子から、平成13年10月26日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

平成13年11月6日

北海道知事 堀 達也

1 事 件 (1) 賃金改善要求に関する係争

第1312号

2	日時	平成13年11月2日午前0時以降本問題解決に至るまでの期間
3	場所	北見赤十字病院において、北見赤十字病院労働組合の組合員が従事する全職場
4	概要	あらゆる形の争議行為を行う。

改正指針

北海道石狩支庁告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成13年11月6日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千歳市中央1113番8、1114番13、2799番1
北海道石狩支庁長 山本文夫
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千歳市住吉2丁目10番17号
有限会社 キューサイフアム千歳
代表取締役 横山 國利
- 3 開発許可年月日及び番号
平成13年6月6日 石建指第13-1号

北海道渡島支庁告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成13年11月6日

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
亀田郡七飯町字鳴川町7番4
北海道渡島支庁長 泉川 睦雄
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
亀田郡七飯町大川3丁目5番43号
七飯地域振興株式会社 代表取締役 坂本 盛正
- 3 開発許可年月日及び番号
平成13年9月4日 渡建指第13-8号

北海道上川支庁告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工

- 事は、完了した。
平成13年11月6日
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
富良野市字扇山840-2 ほか10筆（第1工区）
北海道上川支庁長 馬籠 久夫
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富良野市字西扇山の1
中央貨物運輸株式会社 代表取締役 段 省治
 - 3 開発許可年月日及び番号
平成13年8月22日 上建設第13-9号

北海道宗谷支庁告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係書類は、宗谷支庁建設指導課及び浜頓別町建設課に備え置いて、一般の縦覧に供する。
平成13年11月6日

- 1 指定番号
宗建道路第13-1号
北海道宗谷支庁長 山上 徹郎
- 2 指定年月日
平成13年10月26日
- 3 道路の位置
枝幸郡浜頓別町字頓別154番666
- 4 道路の幅員
6.00m
- 5 道路の延長
83.48m
- 6 申請者の住所及び氏名
札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社 代表取締役 南山 英雄

選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第139号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、北海道美容政治連盟の会計責任者 山本 貴和 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成12年北海道選挙管理委員会告示第163号）の一部を次のとおり訂正する。
平成13年11月6日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

第1312号

北海道監査委員 谷 慶 藏
北海道監査委員 前 田 榮 一

第1 監査の概要
1 監査の目的
今回の監査は、定期監査において書面監査の実施にとどめた部局の一部を対象とし、牽制的効果を高めることを目的として、財務に関する事務の執行全般について随時監査を実施した。

2 監査実施部局及び監査実施時期
監査実施部局及び監査実施時期は、別紙のとおりである。

3 監査の実施方法
実地監査は、提出された監査資料に基づき、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出命令書その他関係書類により監査を実施した。

第2 監査の結果

各監査実施部局における財務に関する事務の執行について監査を実施した結果、一部の部局においては是正又は改善を要する事項があった。

1 支出に係る事項

《指導事項》

庁中常用資金前渡要領の資金前渡において、立替執行職員への支払が、新年度予算で執行すべきものを旧年度予算で執行していたものがあった。

(別紙)

監査実施部局及び監査実施時期

監 査 実 施 部 局 名 所	監 査 実 施 時 期
室 蘭 児 童 相 談 所	平成13年9月28日
北 見 高 等 技 術 専 門 学 院	平成13年10月5日
北 広 島 高 等 学 校	平成13年9月27日
長 万 部 高 等 学 校	平成13年9月27日
深 川 東 商 業 高 等 学 校	平成13年10月4日
深 川 西 高 等 学 校	平成13年10月5日
旭 川 商 業 高 等 学 校	平成13年10月4日
旭 川 南 高 等 学 校	平成13年10月5日

稚 内 高 等 学 校	平成13年9月27日
北 見 商 業 高 等 学 校	平成13年10月4日
苫 小 牧 工 業 高 等 学 校	平成13年10月4日
苫 小 牧 南 高 等 学 校	平成13年10月4日
室 蘭 工 業 高 等 学 校	平成13年10月5日
音 更 高 等 学 校	平成13年10月4日
釧 路 商 業 高 等 学 校	平成13年10月3日
室 蘭 豊 学 校	平成13年10月5日
真 駒 内 養 護 学 校	平成13年9月27日
稚 内 養 護 学 校	平成13年9月28日
北 見 警 察 署	平成13年10月3日
遠 軽 警 察 署	平成13年10月4日

型 公 保 警 署 保 北 北

北海道公安委員会告示第89号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行うので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年11月6日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研
代表者の氏名	代表取締役 武本 孝俊
製造又は検査を行う 事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番6号
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRわんぱくパーケEX

第 1312 号

北 興 興 公 報

概要	製造業者名	株式会社エーエ電研
	型式試験番号	10043600
検査年月日	平成13年11月6日	
検査番号	第10043600号	
検査の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都港区愛宕一丁目3番4号 愛宕東洋ビル7階 アイシーテイエージャパン株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 スコット・ウインゼラー	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府富田林市大字佐備1811番地1	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 ニトロ	
型式名	アイジーテイエージャパン株式会社	
製造業者名	アイジーテイエージャパン株式会社	
型式試験番号	14039600	
検査年月日	平成13年11月6日	
検査番号	第14039600号	
検査の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	広島県広島市南区仁保3丁目4番2号 株式会社ツツヤ商会	
代表者の氏名	代表取締役 山本 基純	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県羽生市大沼2丁目18番 広島県安芸郡海田町南幸町13番5号	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号 スーパーボンバー	
型式名	株式会社ツツヤ商会	
製造業者名	株式会社ツツヤ商会	
型式試験番号	14041500	
検査年月日	平成13年11月6日	
検査番号	第14041500号	
検査の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイド	
代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRからくりキッズSR	
製造業者名	株式会社タイド	
型式試験番号	10045100	
検査年月日	平成13年11月6日	
検査番号	第10045100号	
検査の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーギン	
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号口	
型式名	CRフナイヤーボール2C	
製造業者名	株式会社ニユーギン	
型式試験番号	12043500	
検査年月日	平成13年11月6日	
検査番号	第12043500号	
検査の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 アルホン工業株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地	
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	CR THE MASK	
製造業者名	アルホン工業株式会社	
型式試験番号	10043000	
検査年月日	平成13年11月6日	
検査番号	第10043000号	
検査の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間	
検査申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊知産業株式会社	

代表者の氏名	代表取締役 永野 裕豊
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
型式の種類	ばちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRマリンソックス1
製造業者名	豊丸産業株式会社
型式試験番号	10044600
検定年月日	平成13年11月6日
検定番号	第10044600号
検定の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	シマウタ-30
製造業者名	株式会社オリンピア
型式試験番号	14040800
検定年月日	平成13年11月6日
検定番号	第14040800号
検定の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ソイスト
製造業者名	株式会社オリンピア
型式試験番号	14040700
検定年月日	平成13年11月6日

検定番号	第14040700号
検定の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野二丁目11番7号 株式会社オリンピア
代表者の氏名	代表取締役 石原 昌幸
製造又は検査を行う事業所の所在地	沖縄県那覇市港町3丁目4番12号
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	ラスベガス
製造業者名	株式会社オリンピア
型式試験番号	14041300
検定年月日	平成13年11月6日
検定番号	第14041300号
検定の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 アルゼ株式会社
代表者の氏名	代表取締役 岡田 和生
製造又は検査を行う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
型式の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	コンチ4XZ
製造業者名	アルゼ株式会社
型式試験番号	14041800
検定年月日	平成13年11月6日
検定番号	第14041800号
検定の有効期間	公示の日(平成13年11月6日)から3年間

正 誤

平成13年10月23日(第1308号)
公表(知事表彰の受賞者)に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
108 右 19

平成十三年十一月六日

火曜日

〒 函 館 市 小笠原 青 雄 回
〒 釧 路 市 小笠原 青 雄 回
〒 津 別 町 小笠原 青 雄 回

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発 行 所

刷 集 行

北 海 道 総 務 部 法 制 課
富 士 印 刷 有 限 公 司